

新旧対照条文 目次

一	国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（附則第六條關係）	1
二	厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（附則第七條關係）	2
三	健康保險法（大正十一年法律第七十号）（附則第八條關係）	7
四	船員保險法（昭和十四年法律第七十二号）（附則第九條關係）	18
五	社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）（附則第十條關係）	39
六	社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）（附則第十一條關係）	40
七	社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）（附則第十五條關係）	43
八	厚生年金保險法（昭和二十九年法律第一百五号）（附則第十六條關係）	46
九	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百十八号）（附則第十七條關係）	70

十	国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）（附則第二十条関係）	・	73
十一	国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）（附則第二十一条関係）	・	76
十二	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第二十二条関係）	・	101
十三	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（附則第二十三条関係）	・	104
十四	児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）（附則第二十四条関係）	・	105
十五	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号） （附則第二十五条関係）	・	106
十六	厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号） （附則第二十六条関係）	・	107
十七	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十二年法律第八十三号）（附則第二十七条関係）	・	111
十八	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号） （附則第二十八条関係）	・	113
十九	健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号） （附則第二十九条関係）	・	116



